



# 学校だより

令和5年7月号 No.4  
千葉市立椎名小学校  
043(292)0007  
家庭数配付

## 校長室の窓

6月10日(土)に運動会を行いました。当日は多くの保護者の方々にご参観いただきました。誠にありがとうございました。運営にご協力いただいたPTA役員の皆様方にも御礼申し上げます。

さて、今年の運動会は、実に4年ぶりの「全校児童による運動会」でした。また、保護者の皆様に時間の制限なく応援していただけるのも「4年ぶり」でした。「4年ぶりに…」とは言うものの、実際は「団体種目やりレーはカット」「午前中いっぱい終了」等々、内容はかなりの短縮版となっているのですが、終了後には、児童、保護者、教職員のいずれからも「とっても楽しかった」「非常に盛り上がったよい運動会だった」といった好意的な感想が多々聞かれました。改めて「全校で力を合わせて活動する・何かを作り上げる」ことに対する教育効果の大きさを実感しました。

まず、「多くの人が一室に会し、ともに活動すること」に対する「高揚感」の高まりには大いに驚かされました。気持ちの高ぶりは体の動きにも直結します。どの学年の表現種目も練習の時とは比べ物にならないくらい体がよく動き、すばらしい演技となりました。また、自分の活動を「誰かに見てもらっている」ことは、児童にとって大きな力となるのだな、ということも実感しました。「誰かが自分に注目し、見守り、そして応援してくれている」という思いは、児童の中に自信と安心感を生み出し、その行動を大きく支えてくれます。当日は、保護者の皆様のそうした「熱い視線」に支えられ、児童の最高のパフォーマンスが生み出された結果、皆が満足感を得られる運動会になったのだと感じています。

気が付けば、あっという間に夏休みも目前です。今後も児童の活動がより一層充実したものとなるよう、教職員一同尽力してまいります。

## 7月の主な行事予定

月	火	水	木	金	土
					1 第1回PTA 資源回収日 育成委員会 パトロール
3 3年おなか元 気教室 委員会活動	4 ひばり学級 なかよし交流会	5 <u>いずみ号</u> (2・3・4 年・ひばり学 級)返却も可	6 2・4年口腔衛 生指導 5・6年小弓お はなしの会	7 <u>個人面談希望日配 付(お子様全員面 談)</u>	8
10 第1回クラブ 活動	11	12	13 給食終了	14 夏休み前集会 全校特別日課C	15 夏季休業 (~8/27)
17 海の日	18 <u>学校徴収金・第 1期再振日【学 用品関係】</u>	19 個人面談	20 個人面談	21 個人面談	22
24 個人面談	25 <u>学校徴収金 第2期本振日 【校外学習関係】</u>	26	27	28	29

## 夏季休業明けの予定

8/28(月) 夏休み明け集会 特別C日課 詳細は「夏休みのしおり」にて

**5年生・移動教室 5月22日(月)～24日(水)**

**全校での運動会 6月10日(土)**

**4年表現運動発表会・金沢小 6月21日(水)**

## お知らせとお願い

### ○自家用車等での送迎について

お子様や道路を使う方々の安全を第一に考え、保護者様は車でお子様を送迎される際には、**落井の交差点や農道、学校隣接地などではなく、長徳寺様等の駐車場を御利用ください。**

### ○令和5年度「学校いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止指導計画」について

椎名小学校のホームページに「いじめ防止に関する法律」「いじめの定義」「椎名小学校のいじめへの対応」「学校と警察等外部機関との連携」等を掲載しています。

いじめは他者の人権を傷付ける、絶対に許されない行為です。学校でもお子様の人権を守るために尽力していきますが、ご家庭の協力が不可欠です。お子様がいじめの加害者にも、被害者にもならないよう、ご家庭で学校ホームページをご覧になりながら、お子様と話し合ってください。

【ご家庭でお子様にかけている携帯電話でのいじめ事案】があった場合には早急に千葉南警察署への連絡及び相談をお願いいたします(043-291-0110)。その後、担任への報告をお願いいたします。

### ○交通安全について ～飛び出しや道路でのふざけ合いは保護者様もご指導を～

6月9日(金)にすぐーるでお知らせしたように命は一つしかなく、「自分の命は自分で守る」ことしかできません。千葉市では道路への飛び出し、小中学生の自転車による交通事故が大変増えています。急な飛び出し、ヘルメットの未着用、自転車での並走、右側通行、交差点での飛び出しが主な原因です。お子様が加害者になるケースも増えており、補償は保護者様となります。

**例** 2008年9月22日、兵庫県の当時11歳の児童が自転車で女性に接触。女性が意識不明に。

**【2013年7月の神戸地裁判決】**

加害児童の「保護者」が女性へ4千万円、保険会社へ6千万円 【計1億円の賠償命令】

### ○熱中症を防ぐために

登下校や運動中には可能な限りマスクを外すことを薦めています(無理にマスクを外すような声かけはいたしません)。また、通学用の黄色い帽子や赤白帽子の着用も熱中症防止につながりますので、ご家庭でも熱中症対策へのご支援・ご協力をお願いいたします。